

## ○山口県警察職員の公用名刺について

平成 17 年 3 月 14 日  
山口警務第 202 号

### 1 記載事項

公用名刺に記載する事項は、原則として、次に掲げるとおりとする。ただし、警務部警務課長の許可を受けた上で、当該記載事項の一部を省略し、又は変更することができる。

- (1) 所属名（交番その他の派出所及び駐在所の名称を含む。）及び職名又は係名
- (2) 階級又は「山口県職員」
- (3) 氏名
- (4) 勤務先の所在地（郵便番号を含む。以下同じ。）及び電話番号（ファクシミリ番号を含む。以下同じ。）

### 2 記載要領

別添記載例のとおりとする。

### 3 記載上の留意事項

- (1) 所属名及び職名又は係名
  - ア 係名は、必要により省略することができる。
  - イ 兼務の記載が冗長となり、又は職務遂行上支障がある場合は、当該兼務の記載を省略することができる。
- (2) 階級又は「山口県職員」
  - ア 警察官は、「山口県」を冠し、その下に階級を記載する。
  - イ 警察官以外の職員は、「山口県職員」と記載する。
- (3) 氏名  
氏名には、必要により振り仮名を付すことができる。
- (4) 勤務先の所在地及び電話番号
  - ア 勤務先の所在地は、実際の勤務地を記載する。
  - イ 電話番号には、内線番号を付すことができる。
  - ウ 山口県警察のホームページアドレス、所属の電子メールアドレス又はＳＮＳ等の二次元コードを記載することができる。
- (5) その他
  - ア 山口県警察のシンボルマーク若しくはシンボルマスコット又は日章を表示することができる。
  - イ 所属のシンボルマーク又はシンボルマスコット、警察庁が定めたシンボルマーク等を表示することができる。
  - ウ 警察業務運営又は警察広報に関する事項を記載することができる。
  - エ 警務部警務課長の許可を受けた上で、アからウまでに規定するもの

以外のものを表示することができる。

オ 職員本人の顔写真を表示する（シールプリントの貼付を含む。）ことができる。

カ 横長横書きで表記することができる。

キ 公用名刺の裏側に英語で表記することができる。